

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【公表番号】特表2005-530819(P2005-530819A)

【公表日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2005-040

【出願番号】特願2004-512660(P2004-512660)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/663 (2006.01)

A 6 1 K 31/675 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 19/08 (2006.01)

A 6 1 P 19/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/663

A 6 1 K 31/675

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 19/08

A 6 1 P 19/10

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月27日(2006.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

脊椎動物における骨形成または骨無機質密度を増強するための組成物であって、ビスホスホネートおよび一酸化窒素(NO)放出化合物を含む、組成物。

【請求項2】

前記ビスホスホネートが、アレンドロネート、パミドロネート、クロドロネート、ゾレドロネート、リセドロネート、エチドロネート、イバンドロネート、チルドロネート、ネリドロネート、オルパドロネート、イカドロネートまたはYH529である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記脊椎動物被験体が、哺乳動物である、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記哺乳動物が、ヒトである、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

薬学的に受容可能なキャリアまたは賦形剤をさらに含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

前記動物が、骨粗鬆症、骨折もしくは骨欠乏、原発性副甲状腺機能亢進症および続発性副甲状腺機能亢進症、骨溶解性骨疾患、形成術後、補綴関節手術後の変性性関節状態、歯移植後または軟骨の障害もしくは傷害を有する／罹患している、請求項1～5のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項7】

骨増殖を増強するかまたは骨吸収を減少させるさらなる薬剤と組み合わせて投与される、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記薬剤が、骨形態形成タンパク質、成長ホルモン、エストロゲン、スタチン、ビスホスホネート、骨原性因子、抗吸収剤、軟骨由来の形態形成タンパク質、分化因子、骨増殖刺激化合物、NF-B インヒビター、プロテアソームインヒビター、プロテアソーム産生インヒビターまたはステロイドである、請求項 7 に記載の組成物。

【請求項 9】

前記処置は、骨芽細胞の刺激を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 10】

前記処置は、破骨細胞の阻害を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 11】

請求項 1 または 2 に記載の結合体、および骨増殖を増強するかまたは骨吸収を減少させるさらなる薬剤を含む組合せ製品。

【請求項 12】

脊椎動物を処置することにおいて同時に、別個にまたは連続して使用するための、請求項 1 または 2 に記載の結合体、および骨増殖を増強するかまたは骨吸収を減少させるさらなる薬剤を含む製品であって、ここで該処置は、骨形成の刺激を含む、製品。